

格付指定型一般競争入札の公告

下記のとおり、格付指定型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第15条の規定に準じ公告する。

令和元年 7月22日

鶴岡市茅原北土地区画整理組合
理事長 梅木 力

- 1 工事名 令和元年度 都市計画道路3・4・22鶴岡駅茅原線新設工事
- 2 工事場所 鶴岡市茅原北土地区画整理事業地内
- 3 入札日時 令和元年 8月 2日（金） 午前10時00分
- 4 入札会場 茅原町公民館（鶴岡市茅原町20番5号）
- 5 予定価格 38,167,000円（税抜き）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札参加資格 「鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程」により格付けされた者で、以下の全ての要件を満たす者。

①	工 種	土木一式工事
②	格 付	A、
③	市内本店・ 営業所要件	市内に本店を有すること。
④	技術者要件等	_____
⑤	工 事 実 績	_____

- 7 入札保証金 免除
- 8 契約保証金 請負代金額の10分の1相当額
- 9 現場説明会 現場説明会は行いませんので、別添の本工事設計書等を閲覧に供します。
- 10 監理（主任）技術者

建設業法の適用を受ける公共工事については、工事現場における建設工事の施行の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を置かなければならないため、あらかじめ配置予定技術者をご確認ください。

また、監理（主任）技術者制度を的確に運用するための「監理技術者制度運用マニュアル」もご確認ください。

国土交通省ホームページ内「監理技術者制度運用マニュアル」

[（http://www.mlit.go.jp/comm on/000004801.pdf）](http://www.mlit.go.jp/comm on/000004801.pdf)

※「監理技術者制度運用マニュアル」のうち「五 施行体制台帳の整備と施行体系図の作成」について、鶴岡市では「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」で定めておりますのでご確認ください。

(<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/hyusatsu/hyuusatukeiyakuseido/280601sitaukeyouryou.htm>)

- 11 設計図書閲覧
及び期間 閲覧 鶴岡市茅原北土地区画整理組合事務所
期間 入札日の前日まで
(午前9時から午後5時まで ただし、正午から午後1時までを除く。)
- 12 工事 着工 契約締結の日から
竣工 令和2年 3月31日(火)まで
- 13 質疑応答 設計書に疑義があるときは、文書で受付します。
① 質問受付日 令和元年 7月26日(金) 午前10時まで
② 回 答 令和元年 7月26日(金) 午後 4時から
- 14 入札参加者の確認
令和元年 7月25日(木)までに格付指定型一般競争入札参加資格
確認申請書を、第17項に掲げる場所に持参するものとする。受領書が
必要な方は、2部持参ください。(郵送可。ただし、期限まで必着。) 1
部受付印を押印し返却します。
- 15 暴力団排除 参加しようとする者は鶴岡市建設工事請負契約約款第49条第1項第
6号の規定に該当しないものであること。
- 16 その他 ① 「入札条件」、「鶴岡市入札要綱」、「鶴岡市建設工事格付指定型一般
入札競争入札実施要綱」をご覧ください。鶴岡市建設工事格付指定型一
般入札競争入札実施要綱第10条により入札を中止する場合があります。
② 入札の際は入札書の金額と同額の工事費内訳書に所在地、商号、代表
者名を記入し押印のうえ提出すること(金抜き設計書の項目で単価明細
は不要です)。提出がない場合は入札に参加することができません。
③ 本工事は、鶴岡市低入札価格調査制度実施要綱に基づき調査基準価
格を採用しており、調査基準価格を下回る価格の入札者(以下、「対象
者」という。)については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定
する。低入札価格時の審査事項のうち、対象者の内訳書の審査において
「数値的判定基準」を設定し、この基準を満たさないものは「当該契約
の内容に適合した履行がなされないもの。」と判定します。なお、鶴岡
市建設工事低入札価格調査制度取扱要領第3条第2項については適用
しない。
④ 建設業法の適用を受ける公共工事の元請になるには、有効な「経営規
模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下、「結果通知書」とい
う。)が必要です。経営事項審査の申請を行っただけでは公共工事を請
け負うことはできず、審査が終了し、結果の通知を受けていなければ入
札参加申請及び入札に参加することが出来ません。入札参加申請受付の
際に契約締結日以降まで有効な結果通知書の確認を行いますので、入札
参加申請書の裏面にコピーして入札参加申請を行ってください。別紙と
しての添付も可能です。
⑤ 請負金額が130万円を超える工事については前払金を請求するこ
とができます。また、請負代金が1,000万円以上で要件を満たした工事
については中間前払金を請求することができます。
(鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第1項及び第3項)(準用)
- 17 問い合わせ先 鶴岡市茅原北土地区画整理組合 電話 64-0484
〒997-0018 鶴岡市茅原町13番14-1号 FAX 64-1253